

The Transformation of the "Arab Socialist" System in Egypt

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2017-10-03 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/2297/18228

エジプト「アラブ社会主義」体制の変容

鹿 島 正 裕

一、社会主義体制比較の枠組

周知の⁽¹⁾とく、一九六〇年代のエジプトは「アラブ社会主義」の旗手であった。ソ連で、そしてヨーロッパ、日本の左翼陣営においても、アジア・アフリカ諸国の中で「非資本主義的発展」の道をたどる代表的事例の一つとされていた⁽²⁾。ただし、当時のエジプトの指導者ナセル (Gamāl 'Abdell-Nāṣer) は、「アラブ社会主義」(al-isti'rākiyat al-'arabiya)という言葉をほとんど用ひなかつた。支配層内部に「社会主義へのエジプトの道」「アラブ社会主義」「イスラーム社会主義」の三潮流があり、彼自身は漠然と「社会主義」と言つたのが多かつたのである。しかし一九六〇年代半ばのナセルの思想と政策は、相当「社会主義へのエジプトの道」に接近したと言えよう。それについて、わが国でもすでにかなりの研究蓄積がある⁽³⁾。しかし、マルクス・レーニン主義とナセル主義の理論的・思想的差異の指摘はなされても、ソ連・東欧の社会主義体制とエジプトの「社会主義」体制との体系的比較はなされていない。まして今日では、エジプトは「門戸開放政策」(siyāsat al-infitāh) によって資本主義を復活させたとみなされているようだ。社会主義国との比較など問題にもならない。しかし、サダト (Anwar Al-Sādāt) 期 (一九七〇一八一年) の制度・政策が、ナセル期と比べて実際にどう変化しているのかの包括的な研究は、少なくともわが国ではほとんどなされていない⁽⁴⁾。

他方、ソ連・東欧諸国自体、一九六〇年代以降、相当の変容をとげている。とりわけユーゴスラビアやハンガ

リーの「分権的社会主義」は、それまでの社会主義の定義やモデルを大幅に修正させてきた。⁽⁵⁾さらに、エジプトのように政策転換する例はあれ、第三世界では社会主義国とされるものがありますますふえており、社会主義像もそれだけ多様化せざるをえない。そこで再び、社会主義とは何なのか、その一般的定義、比較の枠組を考え直す必要があると思われるが、これはもちろん思想史上の大問題でもあって、筆者ごときが軽々しく論じうるものではない。ここでは、社会主義とは何であるべきかという規範的理論は一応棚上げして、一般的に社会主義国とされている諸国の共通的特性は何であるかという経験的理論のみを問題としたい。とはいっても、一般にマルクス・レーニン主義を国家的規範とするものが社会主義国とされる傾向が強いので、これでは堂々めぐりのようだが、そうした国の政治・経済体制が客観的に他国とのそれと著しく相違しているのは事実であり、まずその点を確認しよう。

右にふれたソ連・東欧諸国の変容や中国の文化大革命の影響で、一九六〇年代末から七〇年代初めにかけて、歐米では社会主義諸国の比較研究への関心が高まり、そのための理論的枠組を模索して地域研究と近代政治学の結合が図られた。そして従来の「全体主義」モデルの不十分さが反省され、様々な類型論や段階論が提示されるに至った。⁽⁶⁾しかしここでは、あらゆる型や段階の社会主義体制に共通の特性を考えたい。さらに、機能主義理論にそつたモデルでは具体例の比較が困難であるので、制度論・構造論的アプローチを採用する。この観点から、次に紹介するイオネスク(Gheata Ionescu)の社会主義国家論が役立ちそうである。彼は、共産主義は世界観であるから、共産主義社会はありえても共産主義国家はありえない。共産主義政治体制をとる国でも社会主義国家と言つべきであり、それは次の諸点で互いに、また他種国家と比較可能だとする――

(一) 他種国家と共通な点

(1) 主権——対外的主権（ソ連によれば、社会主義国家間では制限される）と対内的主権（ソビエトないしコムニーン国家思想、及び生産者が参加する近代的産業社会の形成と矛盾）。

(2)（国民を）代表する政府——西側政治学から見れば代表していないが、直接的自主管理の制度でない点は共通。

(3) 政党——たいていの国家は政党を持つし、单一政党国家も多い。社会主義国家の特徴はその単一政党が強力なこと。

(二) 社会主義国家に共通な点

(1) 戦争起源——キューバは例外。このことは、社会主義国家は他種国家より戦争に適応しており、かつジャコバン風中央機関を持つことを意味する。ただし、ソ連の場合（国際主義・平和主義から民族主義・帝国主義イデオロギーへ）、ユーゴスラビア・アルバニア・中国の場合（民族主義で主権擁護。党と解放軍の融合）、その他東欧諸国の場合（民族共産主義とソ連製「社会主義的國際主義」との間で引き裂かれている）の三形態がある。

(2) 生産手段の私的所有の廃止——農地についてはそつと限らない。社会主義部門も、ソ連の「国家所有」と「協同組合所有」の二元方式とユーゴスラビアの「社会的所有」方式とある。

(3) 機関（apparat）国家——執行機関独裁の国家。その機関（政党、軍部や政治警察）は独裁を正当化するイデオロギーを持つ。

(4) 目的論的（teleological）国家——他種の国家は将来の繁栄のために秩序と組織を提供すると主張するが、社会主義国家は無階級社会を創り出すための過渡的存在であると自認する。「プロレタリア独裁」概念の解

状況は様々である。

(5) 反対派無き國家——政治的対立は階級社会の遺制とみなされ、複数政党の競合は無用どころか有害とされる。(7)

……この社会主義国家論は、経済体制についても言及しているが、基本的に政治体制論である。ここでは経済体制をも含めて、包括的に社会主義体制を考えたいのだが、筆者には右のような社会主義政治体制の比較の枠組に相当する社会主義経済体制の比較の枠組——類型論でも段階論でもない、基本構造論——が見当らない。わずかに、端緒的なものだが、村上泰亮・熊谷尚夫・公文俊平共著『経済体制論』（岩波書店、一九七三年）中の「第四章 資本主義と社会主義」をあげることができる。

三氏は、資本主義は「使用上の競合性をもつ財については所有権を設定する。とくに金融資産という財がつなに存在して所有権が設定される点に特徴がある。また、労働という財については、期限つき条件つきの使用権が設定される。（これらすべての財については市場システムが採用される。）使用上の競合性のない財（公共財）については、政府（という行政システム）が制御と実行を受持つ」ような経済システムであるのに対し、社会主義は「使用上の競合性をもつ財の多く（消費財の一部もしくは全部を除く）については所有権を設定しない。政府が統制権・処分権を握り、必要に応じて期限つきまたは条件つきの使用権を設定する。使用上の競合性のない財（公共財）については、政府が制御と実行を受持つ」ような経済システムである、とする。

すなわち、「二つの経済システムの基本的なちがいは、使用上の競合性をもつ財について、所有権を設定するか否かという点にある。」「産業社会の複雑化につれて、概して個別主体の活動の間の外部効果は強まる傾向があり、その結果として、公共財に準ずる性格をもつ財が増える傾向がある。」しかし、「公共財を担当する政府活動の拡

大には限度があり、決して公共財ではありえないようなものが、つねに大きな割合を占めて残るはずである。「そこで、いわゆる「混合経済」は、「これらについて所有権（労働についてはより狭い使用権）を設定し、市場システムを用いている以上、」資本主義の一つの姿に他ならないとされる。

資本主義の中に、企業の利潤動機（企業が利潤の極大化を目指していること）をあげておくことも考えられる、としつつも、三氏は、資本主義的企業も近年は利潤の極大化が主要動機であると必ずしも言えなくなっている一方、社会主義における企業体が利潤あるいはそれに準するものの極大化を目的とする傾向が出てきているゆえに、この点での区別は本質的でない、とする。マルクス主義経済理論においてはその点こそが本質的なはずであるが、現実の社会主义経済の傾向は三氏の指摘する通りである（そこで、現状は「国家資本主義」であるとする見解もあるが⁽¹⁸⁾、それでは「社会主義」とは規範にすぎないことになる）。

三氏によれば、ユーゴスラビアやハンガリーの「分権的社会主義」は、「(1)少数の重要な物資以外の財について物財割当をやめて自由な交換に委ねる、(2)価格は固定価格、幅つき自由価格、自由価格などの形をとるが、自由価格制の財の比率は相当高い、(3)企業体は投入・产出計画を自由に決定できる、(4)企業体は、税引き後の利潤をボーナスや自分のための投資資金にあてることができる」等のいくつかの特徴において資本主義によく似ているが、「依然として残る重大な相違としては、『投資』に関する違いがある。すなわち、投資の大半、とくに産業や企業の新設という形の投資は、政府に委ねられている。」そして、「私有と公有との差は、耐久的財貨の入手と処分の決定、つまり投資決定というところに集約されるのであるから、分権的社会主義においても企業体は公有であり、経済システムは本質的に社会主義であるわけだ。

右の定義はいわば純粹型で、政治システムと経済システムが独立した「分立型」である。しかし、実際には、政治的問題を真正面から解決するかわりの便法として、それぞれの「システムを分立させずに混合し相互浸透さ

せるやり方（「浸透型」と、「情報流通、教育、宣伝などの手段によって、個人個人の基本的な能動要素——手段モデルや評価モデル——を変えていく」やり方（「情報型」）が用いられ、それらによつて「社会の『対立』はなしくすしに処理されつつある」とする。「浸透型」システムは、社会主義では、「計画の実施にたずさわる官僚制が政治的機能を果たすという形で行なわれる。」「政治システムであるはずの党機構」はそれ自体官僚化し、かつ「計画官僚機構に従属ないし癒着する」傾向にある。資本主義においては、浸透型は「市場システムの財政・金融政策による操作、とくにある種のインフレの利用という型で現われる。」

情報型システムについては、「人々の心がはたしてどこまで変形されうるものかについていた定説はなく、また将来もありえないだろう」として判断を保留しているが、「動機づけの問題」の項で、「動機づけの点では、市場システムが明らかに有利である。」「他方、「組織」における個別主体の動機づけには問題が多い。」「褒賞金制度を中心とした動機づけに頼ろうとするならば、組織そのものが各個別主体の自由を尊重した分権型のシステムに移行することが必要となつてくるだろう」と述べているように、情報型システムが成立しうるとすれば社会主義のもとであろうが、現実的 possibility については三氏は懷疑的である。

結局、社会主義経済システムとは、公共財のみならず、消費財の一部もしくは全部を除き、使用上の競合性をもつ財の多くを、政府が統制・処分するシステムであり、政党が計画官僚機構と癒着して政治システムが経済システムと相互浸透する傾向が強いが、投資以外の面でかなり分権化が進んだ事例もある、ということになろう。

政治システムとの相互浸透については、イオネスクの議論中の〔〕(2)・(3)が関連している。純経済問題としては、単なる所有権の否認（国有化）だけでなく、使用権の具体的行使を、とくに投資面を中心に見ればよいわけである。経済的には、このような投入の様式よりも産出、すなわち成長と分配の成績の方が重要であるが、この面で資本主義と社会主義とを区別することは難しい。

それでは、右に紹介した社会主義的政治・経済体制の定義・比較の枠組から見て、エジプトの「アラブ社会主義」体制はどれほど社会主義的であるとされるか。また、ナセル期からサダト期へかけての変容をどう理解するか、そしてそれはソ連・東欧諸国の変容と対応するものなのか否か。この課題の追究は、非マルクス・レーニン主義「社会主義」諸国についての理解を深めるとともに、マルクス・レーニン主義の社会主义国についての理論の再検討に貢献しうるのではないだろうか。ともあれ、筆者のエジプト研究はまだ日が浅く、資料も十分集まつてない。⁽⁵⁾ 本稿は今後の研究の準備作業、試論レベルのものでしかないが、先駆諸氏のご批評・ご教示を求めるためにあえて公表する次第である。

注

- (1) A. Yodfat, *Arab Politics in the Soviet Mirror* (Jerusalem, 1973), pp. 75-102; 板垣雄三「アラブ社会主義論（上）」（『思想』一九六四年九月号）参照。
- (2) 板垣雄三「イデオロギーとしての『アラブ社会主義』」（『思想』一九六七年一月号）参照。
- (3) 前掲の板垣三「論文のほか、林武「アラブ社会主義について」（『歴史学研究』一七九号、一九六三年）、同「アラブ社会主義にかかる小論」（『アジア経済』五卷一号、一九六五年）、中岡三益「アラブ社会主義と農業部門」（『思想』一九六四年十月号）、山根学「アラブ社会主義」に関する研究（中東総合研究）六号、一九七六年、「同志社商学」二八卷二号、同五・六号、一九七七年）等。なお、エジプトの社会主義思想研究では、Madam El Koshari Mahfouz, *Socialisme et pouvoir en Egypte* (Paris, 1972) が基本文献である。
- (4) 部分的な研究は、野口勝明「変貌するエジプトの政治・経済」（『世界経済評論』一九七八年十一月号）、富田広士「エジプト政府の貧困対策について」（『法学研究』五四卷三号、一九八一年）同「サダト政権の国内「自由化」政策——一九七四—一九七八年」（『国際政治』七三号、一九八三年）、中邑豊朗「エジプトの門戸開放政策（インフィター）」（『アジア経済』一九八年四月号）等。

(5) D. Rusanow, *The Yugoslav Experiments 1948—1974* (Berkeley, 1977); 脊題「「カーリー研究会」（開設直後、一九七九年）

参照。

(6) "Symposium : Comparative Politics and Communist Studies" (*Slavic Review*, March 1967); A. Eckstein, "Economic Development and Political Changes in Communist Systems" (*World Politics*, July 1970); C. Johnson, "Comparing Communist Nations" in his (ed.) *Change in Communist Systems* (Stanford, Cal., 1970); G. Ionescu, *Comparative Communist Politics* (London, 1972); L. J. Cohen and J. P. Shapiro, "Introduction" in their (eds.) *Communist Systems in Comparative Perspective* (Garden City, N. Y., 1974), etc. 及び鹿島前掲書第五章第一節を参照。

(7) Ionescu, op. cit., pp. 38-50.

(8) たゞ一九七〇年全国社会科学研究会開幕祭典「現代の社会主義、体制論——人々への接觸から、世界と、日本（全国社研）」

九七〇年）。

本稿に紹介する概本的論述は、主として以下の點で、二つの文獻に従つて述べる——J. Waterbury, *The Egypt of Nasser and Sadat—The Political Economy of Two Regimes* (Princeton, N. J., 1983); R. W. Baker, *Egypt's Uncertain Revolution Under Nasser and Sadat* (Cambridge, Mass., 1978); H. Dekmejian, *Egypt Under Nasir—A Study in Political Dynamics* (Albany, 1971); P. J. Vatikiotis, *Nasser and Its Generation* (London, 1978); G. Shoukri, *Egypt: Portrait of a President—Sadat's Road to Jerusalem* (London, 1981); R. Mabro, *The Egyptian Economy: 1952—1972* (Oxford, 1974); Kh. Ikram, *Egypt: Economic Management in a Period of Transition* (Baltimore, 1981).

本稿、又は東欧諸国上でも述べ、主として依頼や講演等によるものか、参考書等に若干の文獻をもとに述べる——A. Nove, *Stalinism and After* (London, 1975) 脊題「「カーリー研究会」（開設直後、一九七八）」

F. Feijo, *Histoire des démocraties populaires, L'ère de Staline, 1945—1952 et Après Staline, 1953—1975* (Paris, 1972). 脊題「「カーリー研究会」（開設直後、一九七八）」

P. A. Toma, ed., *The Changing Face of Communism in Eastern Europe* (Tucson, Ariz., 1970); C. Gati, ed., *The Politics of Modernization in Eastern Europe—Testing the Soviet Model* (N. Y., 1974); M. Kaser and J. Zielinski, *Planning in East Europe—Industrial Management by the State* (London, 1970); A. H. Smith, *The Planned Economies of Eastern Europe* (London, 1983)。又の他に、参考文献。

一、「アラブ社会主義」体制の成立

ナセルの率る「自由将校団」(Al-dubbât al-ahrâr)がクー・デタを起こして政権を握ったのは一九五二年であったが、革命政権は当初、従来の政党活動を禁止し、大所有地を強制分割はしたけれども、むしろ資本主義経済の強化を図った。⁽¹⁾それが社会主義化政策へと転換していくのは、一九五六年のスエズ運河会社の国有化と、英仏・イスラエルの軍事干渉に対する英仏資本の全面的国有化がきっかけであつた。一九六〇年に第一次五ヵ年計画が導入され、計画期間中に非農業部門の主要企業が国有化されるとともに農業も協同組合を通じて政府が統制し、事実上あらゆる投資・資本形成が国家的に行なわれるようになった。⁽²⁾同時期に官製政治組織の「国民連合」(Al-iittihâd al-qâumi)が「アラブ社会主義連合」(Al-iittihâd al-îshtrâkî al-ârabi)に改組され、その幹部も国会議員も半数以上が「農民・労働者」とされるに至つた。かくて一九六〇年代半ばにエジプトの政治・経済体制はソ連・東欧諸国のそれにもっとも近づいたと思われるが、その点をイオネスク、村上・熊谷・公文三氏の枠組に従つて検討しよう。

まず政治体制では、他種国家と共通な点の(1)「主権」は、対外的には、一九五六年にスエズ運河地帯駐留英軍の撤退を実現し、スエズ戦争での英・仏・イスラエル軍の侵入をも、国際世論の助力を得て排除することができた。その後非同盟諸国の指導的国家の一つとして植民地解放運動に貢献したが、一九六七年の六月戦争でイスラエルに惨敗し、シナイ半島を占領されたのみならず、以後軍事的にソ連に依存し、多数の軍事要員を導入するまでになつた。⁽³⁾しかし、東欧諸国ほど主権が「制限」されなかつたことは、やがてサダトがソ連軍人・技術者を追放してしまつたことで証明される。

対内的主権、すなわち主権在民・生産者の参加については、革命政権が掲げた「六原則」に「社会的公正の確立、民主的生活の確立」が含まれており、⁽⁴⁾まもなく共和制が宣言され、一九五六年の新憲法は明確に「主権は国民に存する」（第二条）と述べ、立法権と行政権について詳細に規定している。⁽⁵⁾さらに、六二年に特別の「国民會議」が採択した「憲章」（Al-mithaq）は、「社会主義こそ、社会的自由への道である。社会的自由は、国富の正当な分配に与るための平等な機会を、全市民に与えることなしには実現できない」⁽⁶⁾と宣言し、六四年に新選挙法によつて選出された国会は議員の約六〇パーセントが農民・労働者であるとされた。また六一年以降、各企業は従業員代表を経営に参加させることを義務付けられている。⁽⁷⁾このように、対内的主権の思想・制度は確立されたが、実際はとくに五六年以来ナセル大統領の個人独裁傾向が強く、国会は政治的実権を失い、国有化された企業は経営の自主的決定権を失っていた。これらにおいて、「スターリン時代」のソ連・東欧諸国も、元首ではなく共産党中央書記が独裁的権力を持つた点を除けばよく似ている。

(2) 「（国民を）代表する政府」——いわゆる代議制であつて、エジプトでは一九二三年に男子普通選挙が導入され、翌年政党内閣が生まれ、以後王権と議会勢力との抗争が続いていた。⁽⁸⁾革命後は、五六年の新憲法で女子にも選挙権が与えられ、翌年一院制国会を選出した。しかし唯一の官製「政治組織」以外存在せず、国民の意思をどうほど代表していたかは疑問である。この国会は五八年にシリアとの合邦により解散、合邦失敗を経て六四年に再選出された。その際、各選挙区から一議員を選出するが、うち少なくとも一名は農民か労働者であることを要するとされたのである。六九年選挙時には農民・労働者の定義を狭めており、單一政党制であるとはいえ社会階層の代表性は高いと言えた。しかし、大統領や政府閣僚は国会に議席を持たず、国会による行政の監督は弱かつた。地方行政は、一九世紀来中央集権化されており、革命後も地方自治の発展はあまり見られなかつた。⁽⁹⁾この第二項でも、ソ連・東欧諸国の一般的傾向と一致している。

(3) 「政党」——革命後政党は解散させられ、前項でふれたように唯一の官製「政治組織」が大衆労員を囲つてゐる。それは度々改組・改称され（「解放機構」Haiat al-tahrir→国民連合→アラブ社会主義連合）、一九六八年にはメンバー五百万人以上（人口の六人に一人！）とされた。しかし、これは公職や専門職につくと自動的にメンバーとされるための水ぶくれであり、自発的加入者は少なかつた。そのために、党内党として「前衛組織」が作られ、約二万人の専従活動家がこれを構成したが、^⑩この方式はユーゴスラビアの「社会主義同盟」に似ている。この点を除くと、地区別・職場別の「基礎組織」と地方会議・委員会、全国会議・中央委員会、日常の決定・指導を行なう「最高幹部会」（六八年には八名で構成）というピラミッド型組織は、ソ連・東欧諸国の共産党的それと酷似している。もちろん、後者はもともと大衆運動として——国により程度の差こそあれ——存在していたものが、権力獲得後肥大したものであり、エジプトの「政治組織」のようにまったく行政的に組織されたものとは活力が違うけれども。ソ連・東欧諸国ではしばしば「階級性」や「路線」争いをめぐって「肅党」が行なわれた点も異なるが、エジプトでも六八年には農民・労働者の新定義に従つて幹部の更迭が行なわれた。決定的に違う点は、ソ連・東欧諸国では共産党、とりわけその指導者（第一書記）が、官許イデオロギーの解釈者・政策決定者として絶大な政治力をを持つのにに対して、エジプト革命は明確なイデオロギーを欠いており、「政治組織」は大きな政治力をついて持たなかつたことである。なお、非合法政治組織としては共産党と右翼的な「ムスリム同胞団」(Al-ikhwān al-musimūn)があつたが、ともにしばしば大弾圧を受け、前者は六四年に解散して社会主義連合に合流、後者は革命直後には合法的大勢力をなしたが、まもなく指導者・活動家を根こそぎ投獄されて抑えこまれてしまった。^⑪

次に社会主義国家に共通な点の(1)「戦争起源」については、一九四八—四九年のパレスチナ戦争における敗北が、支配層の権威と統治能力を損い、クー・デタの成功を助けたことが認められる。もちろん、ナセルら自由将

校団の主要動機は反英民族主義であり、その点では第二次大戦中の「二月事件」（一九四二年二月、英軍が王を脅迫して政府を交替させた）や戦後の反英運動、五一年來のケリラ闘争がより直接的な契機となつた。¹¹² このように、革命そのものが戦争起源であるとは必ずしも言えないが、革命の深化、新体制の形成は打ち続く戦争によつて規定された——すなわち一九五六年のスエズ戦争、六二一～六七年のイエメン内戦介入、六七年の六月戦争、六九一七年の対イスラエル限定戦争である。これらは反帝国主義・汎アラブ民族主義に促されての行為であり、国民の動員・統合を促した。イオネスクの言う「ジャコバン風中央機関」の内容は明確でないが、エジプトは戦争に適応した国家を創り出したと言えよう（ナセルの独裁傾向と反政府勢力の弾圧にもかかわらず、六月戦争の敗北まで大衆的抗議行動は一度も現われなかつた）。イオネスクの指摘する三形態中では、「ユーゴスラビア・アルバニア・中国の場合（民族主義で主権擁護。党と解放軍の融合）」に近いが、エジプト軍は少なくとも一九七三年の戦争までは連戦連敗と言つべきで、解放軍としての威信はなかつたし、政党もかなり性質が異つた点は前項に見た通りである。しかし、革命を担つたのは軍人で、その後行政機関・政治組織を軍人出身者が指導している。

(2) 「生産手段の私的所有の廃止」は経済体制の項で論じよう。

(3) 「機関国家」——政党、軍部や政治警察等の執行機関が独裁、それをイデオロギーで正当化する国家という点では、エジプトは軍部が革命政権の支柱となり、行政機関を軍人出身者が支配したほか、反政府活動を政治警察が取り締まって大統領ナセルの独裁体制を形成した。それはナセル個人の資質に負うところ大であつたろうが、一旦形成された体制は、大統領がサダトになつても引継がれており、「機関国家」と呼ぶに値いしよう。かつ、革命後の行政機関一般の拡張・肥大は著しく、一九五二年の一二省から六〇年代末の三〇省へ、公務員数は一九五一／五二年度の三五万人から六九／七〇年度の一二〇万人に激増している。¹¹³ 独裁を正当化するイデオロギーは、当初は先にふれたように反帝国主義・汎アラブ民族主義であつたが、一九六〇年代半ばには社会主義、六月戦争

後は失地回復のための愛国主義となつた。この点、ソ連・東欧諸国と異なるように見えるが、実はこれら諸国も、表面的にはマルクス・レーニン主義による階級闘争（国際的・国内的）を掲げつつ、実際は民族主義によつて国民を動員・統合している（あるいは、イオネスクが言うように、ソ連製「社会主義的国際主義」のためそれに失敗している）場合が多いのであって、エジプトとそく異なるものではない。

(4) 「目的論的国家」——無階級社会を創り出すための過渡的存在であるという点だが、エジプトはもちろんマルクス主義的な無階級社会を目指してはいない。しかし、ナセル期には、別種の目的論的国家であつたと言える。すなわち、アラブ民族の統一を創り出すための過渡的存在という意識があつた。すでに一九五六年憲法の前文は、「われらエジプト人民は、われらが大アラブ共同体の有機的一部分を構成することを自覚し、かつ、アラブ民族の威信と光栄のためのアラブの共同闘争に対するわれらの責務及びわれらの義務を自覚する」と述べていたし、五八年のシリアとの合邦によるアラブ連合共和国樹立宣言において、ナセルとシリア大統領クワトリ(Shukri Al Quwwati)は、「両国の統一は全アラブの統一を目的とし、すべてのアラブ国家に対し、アラブ諸国民を害悪から守り、アラブの主権を強め、その存在を確保する目的で、統一国家ないし連邦に加わることを望むならば、門戸は開かれている」と謳つた。合邦失敗後も、六二年の「憲章」は、「アラブ連合共和国は、アラブ民族の不可欠な一部分であり、統一の呼びかけとそれが体現する諸原則を掲げ、すべてのアラブ市民の力になることを欲し、それは他国の内政干渉とみなされようという古臭い議論によつて一瞬もちゆうちょすることはない」と述べている。とはいゝ、アラブ諸国家が統一された場合に全く性質の新しい国家ないし社会が生まれることを想定しているわけではなく、エジプト的国家の拡大のビジョンにすぎず、実際シリアに対してもそうしようとしたようだ。¹⁰ その意味ではソ連・東欧諸国の場合とやはり異なるが、しかしソ連型社会主義国家も、一九五〇年代まではともかく、社会主義「圏」が成立してから三十年以上経つ今日も、その内部で「國家」が弱まって共産主義社会の成立

に向かいつつあるとは思われない。ビジョンは棚上げされ、既成秩序の保守が至上命令とされているようすら見つけられる。したがって、この点を社会主義国家の特性とするのはもはや妥当でなく、前項の「イデオロギー」を問題とすれば十分であると思われる。

(5) 「反対派なき国家」——マルクス・レーニン主義のように「プロレタリア独裁」を唱えることはもちろんしないが、エジプト革命も当初から封建制と資本主義支配の廃絶を主張し、反政府活動はすなわち反革命策謀であるとして反対派の存在を許さなかつた。「憲章」は、「民主主義とは、その定義によつても、民衆の——全民衆の——権威と主権を意味する。不可避的で自然な階級闘争を無視したり否定することはできないが、その解決は平和的に国民的統一の枠内で、かつ階級的差異の解消を通じて行なわれねばならない。(中略)反動勢力と搾取的資本の共謀を打破しなければならない。そうすれば、民衆中の様々な勤労勢力、すなわち農民、労働者、兵士、知識人、そして民族資本の民主的協働のための道が開かれるはずである」と述べており、勤労勢力の協働は唯一の政治組織——アラブ社会主義連合の枠内で行なわなければならなかつた。左右の反対派は、先にふれたように度々弾圧され、強制収容所には無数の政治犯があふれていた。この点、「スターリン時代」のソ連・東欧諸国と實際上差異はなかつた。

次に、社会主義経済体制の本質的特性を、(1)(農地以外の)生産手段の国有化、(2)生産手段の国家管理（とくに投資面）とまとめて、エジプトの場合を検討しよう。

(1)では、先にふれたように、一九五六・六四年にかけて、非農業部門の主要企業が国有化され（国債で補償）、私有下に残されたのは小規模小売・サービス業、卸売業の大部分、十人未満雇用の小製造業だけとなつた。国有企业についてのデータは、ナセル期には国家機密とされ、未だ不明の部分が多いが、一九七三年の統計によれば、

産出高に占める国有部門の比率が高いのは金融（100パーセント）、建設（同九一）、輸送・通信（八三）、サービス（六八）、工業・電力（六八）で、低いのは農業（二）、住宅（一一）、商業（四〇）であり。¹⁹ 一九六〇年代後半から七〇年代初めにかけては経済が停滞していたから、このデータは六〇年代半ばのものとそう変わらないのではないか。

(2)の管理では、一九五五年に設置された「国家計画委員会」が五七年に大統領の主宰する「国家計画最高評議会」をいたぐことになり、また国有企業を管理する「経済機関」(Al-mu'assasat al-iqtisadiya)が設立された。計画委員会は各省の専門家の協力を得て計画を準備し、年率三・五パーセントの成長を見込む五ヵ年計画案を提出したが、最高評議会の指示で七パーセントを目指すことになった。こうして、一九六〇年七月に第一次五ヵ年計画が実施されたが、それは五年間に一六三・六億エジプト・ポンドの投資を見込むものであった（鉱工業に一七パーセント、農業に同二三、輸送・通信・貯蔵に一六、住宅に九、サービス六、公共施設三）²⁰。しかし、計画は投資プロジェクトについてもずさんなものであつたし、それ以外の面（貯蓄、産出、雇用、輸出、国際收支）についても非現実的予測を立てながら政策ガイドラインを示さず、関係機関はそれぞれ勝手に行動した。にもかかわらず、投資計画は平均九六パーセント達成され、年五・五パーセントの経済成長が実現された。²¹ 注意すべきは、金融機関・貿易会社が国営であるので、事実上全投資活動が国家管理下に行なわれたことである。私的所有が支配的な農業においても然りであつて、政府が協同組合を通じて作付・販売・投資を統制している。問題は、この投資が国内貯蓄の増加によらず（蓄積率は一三一・一五パーセントにとどまる）、外国借款の導入に相当（累積投資額の約二八パーセント）依存したことである。²²

国有企业の管理体制は、概略以下の通りである——一九六五年に二九の省があり、それぞれが関連「公共機関」(al-mu'assasat al-'amma, かつての「経済機関」が分かれたもの等)を抱え、各公共機関は関連公共会社を擁

している。公共機関は四三、公共会社は四百近くを数える。²⁴ 先にふれたように、会社の理事会は九名で構成、うち四名が従業員中から選出される。労働者の経営参加ということであるが、実際の決定過定への影響力行使は無きに等しいらしい。²⁵ 第一、会社の理事会自体があまり権限を持たない。生産・販売・雇用・賃金・投資の全面にわたって省、ついで公共機関が基本的決定を下して会社に押しつけてくるのである。国家計画委員会は、先に述べたように投資目標を掲げる程度であって、六〇年に設置された計画省もこの委員会の活動を監督するだけの存在に過ぎない。しかも、第二次五カ年計画は完成に至らず、六月戦争の勃発によつて以後計画の努力は事実上放棄されてしまった。

以上のような生産手段の所有・管理体制は、一九五〇年代のソ連・東欧諸国のそれと基本的に異なるものではない。これら諸国の場合、国有化がいつそう徹底しており、管理において中央計画機関の権限が強い点は相違しているが、投資の大部が国家的ななされ、個々の企業・農業協同組合はそれに関する決定権をほとんど持たない点は共通している（そして、この点こそが社会主义経済体制のもとも本質的な特性とされるのである）。

それでは、このようなエジプトの経済体制の産出能力——成長や分配における成績はどのようなものであったか。一九五二／五三／五九／六〇年度の七年間に、GDPは実質三五パーセント増加したが、五九／六〇／六六／六七年度の七年間では四二パーセントであるから、社会主义化後の方が若干成長率が高まっている（ただし、一九六六一七三年の七年間には二四パーセントとひどく低下する）。²⁶ 諸産業部門の中で、一九五九／六〇／六九／七〇年度にとりわけ大きく成長したのは電力（三三七・パーセント）、建設（同一四二）、サービス（九七）、住宅（七三）、工業（七二）であり、成長が遅かったのは輸送（一一三）、農業（二九）、商業（四七）である。²⁷ この結果、産業構成は左表のように変化している。

ただし、以上の数値は、農産物に不利で工業製品に有利な価格設定の影響を割引いて評価する必要がある。

エジプト「アラブ社会主義」体制の変容

エジプトの産業構造変化一生産要素費用によるGDPにおける比率 (%)

部門年	農業	工業・電力	建設	輸送	住宅	商業	サービス
1952/53	35.6	15.3	2.7	5.9	6.4	10.3	23.8
1959/60	31.5	20.7	3.7	7.2	5.7	10.0	21.2
1969/70	25.1	23.2	5.5	5.5	6.0	9.1	25.6

出所：R. Mabro, *The Egyptian Economy: 1952—1972* (Oxford, 1974), p. 189.

分配面では、一九五二／五三／六四／六五年度間に一人当たり国民所得は実質三七パーセント増加し、所得分配の（不）平等度を表わすジニ係数も、農村家庭においては一九五八／五九／六四／六五年度間に〇・三七から〇・三五へ若干の改善が見られた（都市家庭では両年とも〇・四で変わらず）。しかし、都市と農村との格差はむしろ拡大している。そして、一九六四／六五年度にも、ある調査によれば、農村家庭の二七パーセント、都市家庭の一七パーセントが「絶対的貧困」生活を送っていた。⁽²⁵⁾ 経済成長や所得分配における傾向は、社会主義国でも国により、また時期により様々であり、単純な比較はできない。しかしあえて言えば、一九五〇年代のソ連・東欧諸国の方が六〇年代のエジプトより経済成長率が高く、所得分配はより平等であつたと見られる。

結局、エジプトで一九六〇年代半ば頃成立した政治・経済体制は、どれほど社会主義的であったのか。政治面では、政党の役割が弱く、かわりに軍部が大きな政治的役割を果たした点を除くと、ソ連・東欧諸国（とくに一九五〇年代の）と実質的にあまり相違がない。経済面でも、先にまとめたように、本質的にはよく似ていた。すなわち、「アラブ社会主義」と言うより、「社会主義へのエジプトの道」を相当歩んでいたと言つてよいだろう。この体制が、サダト政権下にどのように変容するか、それはソ連・東欧諸国の変容とどう対応するかが、次の問題である。

注

- (1) 外資に対する制約緩和、税制上の工業優遇措置等。P. O'Brien, *the Revolution in Egypt's Economic System* (London, 1966), Chap. 3 参照。
- (2) Ibid., chapters 4-7; Mabro, op. cit., chap. 6 参照。
- (3) 外交史は A. Nutting, *Nasser* (London, 1972); J. Lacouture, *Nasser—a Biography* (N. Y., 1974) が詳しき。
- (4) Dekmejian, op. cit., p. 51.
- (5) 浦野起央・西修編・著「資料体系アジア・アフリカ国際関係政治社会史」第七巻(ペピルス出版、一九七九年)、三二二—三三一九ページ。
- (6) (Egyptian) Ministry of National Guidance, *The Charter* (Cairo, n. d.), p. 65.
- (7) 一九六一年には理事七名以内のうち五名が同年にはかねて中国訪問された。Baker, op. cit., pp. 190-191 参照。
- (8) 革命前の時期の概要は P. J. Vatikiotis, *The History of Egypt—From Muhammad Ali to Sadat* (London, 1980) や参照。
- (9) ナゼル期のエジプトの官僚制とその歴史的背景についてせ N. N. M. Ayubi, *Bureaucracy and Politics in Contemporary Egypt* (London, 1980) を参照。
- (10) Dekmejian, op. cit., pp. 146-147.
- (11) 共産党に属した A. Abdel-Malek, *Égypte, société militaire* (Paris, 1962), passim; Shoukri, op. cit., pp. 336-340, やくはムハマド兄弟団に属した R. Mitchell, *The Society of the Muslim Brothers* (London, 1969) や参照。
- (12) Lacouture, op. cit., pp. 48-82 を参照。
- (13) Ayubi, op. cit., pp. 238-243. これは、革命前から高卒者を、一九六四年から大卒者をも、無条件に公務員に採用する政策をもつてゐる。
- (14) 浦野・西編・著前掲書、三二二—三三一九。
- (15) "Proclamation of the United Arab Republic" in M. Khalil, ed., *The Arab States and the Arab League—A Documentary Record* (Beirut, 1962), Vol. I, p. 602.
- (16) *The Charter*, op. cit., p. 117.
- (17) ハニアムの合衆会の決議に関するは Nutting, op. cit., Chapters 11 & 13 や参照。

- (18) The Charter, op. cit., pp. 57-58.
- (19) Waterbury, op. cit., p. 160 参照。
- (20) Mabro, op. cit., p. 117.
- (21) Waterbury, op. cit., p. 89.
- (22) O'Brien, op. cit., pp. 115-122. 木村喜博「ハンター経済の展開と農業協同組合」(アジア経済研究所、一九七七年)第六章参考。
- (23) Waterbury, op. cit., p. 93 参照。
- (24) Ayubi, op. cit., pp. 191-236 参照。
- (25) S. El-Sayed, *Workers' Participation in Management* (Cairo, 1978), p. 128 参照。
- (26) Mabro, op. cit., pp. 132-140 参照。
- (27) Ibid., p. 167 & Ikram, op. cit., p. 31 参照。
- (28) Mabro, op. cit., p. 174.
- (29) Waterbury, op. cit., p. 174.

II] カダート政権下の変容

政治体制では、すべての国家の共通点⁽¹⁾「主権」に関しては、一九七一年、ソ連軍事要員を退去せしめ、翌年シリアとともにイスラエルとの「十月戦争」を戦い、これに善戦したのを潮時に、アメリカの仲介を得てイスラエルとの講和に踏み切った（一九七九年）⁽²⁾。これによって他のアラブ諸国からは断交・ボイコットされたが、シナイ半島を回復することができた。ソ連、アラブ諸国にかわってアメリカに対する軍事的・経済的依存が強まつたが、対外的主権は維持してくると言えよ。対内的には、国民主権の建前はもちろん堅持しているが、一九七一年の政変でサダトが権力争いに勝利してのちは、実質的に彼の個人独裁であった。「門戸開放政策」導入により中

間層の政治的発言力は強まっていると見られるが、労働者の権利は名目的にも後退した。⁽³⁾ ソ連・東欧諸国では、一九六〇年代に中ソ対立から社会主義圏の団結が崩れ、ルーマニアの外交姿勢に見ることく、東欧諸国の自律性が多かれ少なかれ強まつた。しかし、ソ連は「制限主権論」を掲げてワルシャワ条約機構の結束維持に努めており、東欧諸国がエジプトのように大胆な外交政策の転換をなしうるとは考え難い。

(2) 「(国民を)代表する政府」に関しては、サダト期の顕著な特徴は、国民投票の多用である。大統領選出、憲法改正時のみならず、政策綱領の承認や講和条約の批准を求めて頻繁に国民投票を実施、常に百パーセント近い国民の支持を誇示した(投票結果の政府発表はあまり信用できないようだが⁽⁴⁾)。これは国会に権威のないことを認めているとも、国会による政府批判を封じ込めるためともとれる。国会は、次項にも述べるように、一九七六年以降複数政党代表によつて構成されるようになり、八〇年には一種の上院を復活(議員の三分の二は選挙、三分の一は任命。ただし立法権は持たず、政策提案や言論機関の監督にあたる)、ナセル期よりは発言力を強めてきた。地方行政は、財政面で若干自治への前進があつた。ソ連・東欧諸国では、ユーゴスラビアがソ連との対立後「自主管理」を打ち出して直接民主制の要素を取り入れている。ハンガリーでも、一九六〇年代後半から国会の権限が若干強められているが、ほかには目立つた変化はない。

(3) 「政党」では、ナセルの死後の権力争いに結局何の役割も果たさず、無力さを暴露している。一九七六年の国会選挙では社会主義連合内に三会派の結成を認め、時の首相率いる中道派が圧勝。選挙後、三会派は政党として独立、七八年には革命前の支配的政党の流れをくむ政党も結成されたが、これは政党法改正によりほどなく解散に迫りこまれた。社会主義連合も正式に解散され、七九年選挙では大統領を党首とする与党「民主党」(Al-hizb al-watani al-dimuqrāti)が三九二議席中三三〇議席を占め、「健全野党」の「社会主义労働党」(Hizb al-'amal al-istiqrāki)、「社会主義自由党」(Hizb al-ahrār al-istiqrāki)が各一九、三

議席のみ(他は大統領任命のキリスト教徒一〇名等)。他の批判的政党は活動を制約されている。左右の急進勢力では、七七年の大衆暴動(物価値上げに抗議)後共産主義者が弾圧され、一方ムスリム同胞団は事実上合法化されていたが、八一年の宗教紛争(ムスリムとキリスト教徒との)後弾圧された。このように、制限されたものではあるが複数政党制が復活して、政府は政党内閣の形をとるに至った(サダトが八〇年に首相も兼任)が、与党民主国民党が社会主義連合のような翼賛会的組織以上のものになりえているかは疑問である。こうした政党のあり方は、第三世界諸国においてむしろ一般的であると思われるが、東欧諸国においても、共産党優越下に複数政党制をとっている場合がある(東独、ポーランド、チエコスロバキア)、單一政党制ながら複数立候補を許す国も現われている(ハンガリー、ユーゴスラビア)。一九五六年以来のハンガリー、六八年以来のチエコスロバキア、八一年以来のポーランドの共産党が大衆的基盤を弱めて御用政党化している事例と比べれば、今日のエジプトもそう異らないとも言えよう。

次に社会主義国家の共通点(1)「戦争起源」は、前期から継続しているが、サダト下の政治・経済体制の修正が一九七三年の「最終」戦争→和平政策への転換と結び付いていることに注意する必要がある。軍部の威信は高まつたが、政治への軍人の関与度は低下している。東欧諸国も、国際的緊張緩和によつて国内的にも「非スターリン化」が進んだが、ソ連では、アメリカとの軍備拡張競争によつて軍部の発言力が強まつていると見られる。

(2) 「生産手段……」については後述。

(3) 「機関国家」という点では、軍部や政治警察の政治的比重はナセル期より小さくなつてゐる。しかしながら個人独裁傾向は変わらず、行政機関一般はますます肥大してゐる。一九七八年には公務員一九〇万人、国有企业従業員を含めると三二〇万、さらに兵士およそ三五万、教員約一五万を加えると三七〇万で⁽⁵⁾、これは総就業人口約一〇〇〇万人の三七パーセントに当たる。一九七一年の新憲法も、「エジプト・アラブ共和国は、勤労者人民

の連帶に基礎をおく民主的社会主义国家である」（第一条⁽⁶⁾）として、こうした国家機関の優越を正当化している。ソ連・東欧諸国では、あいかわらず政党、政治警察が優越しているが、一般行政機関の相対的比重が高まり、かつ個人独裁傾向は概して弱まっている。イデオロギー的には愛国主義（社会的献身）より保守主義（秩序維持）が強調され、思想性より生産性が重視されるに至っている。エジプトとの相違はなお大きいが、差は縮まっていると言えよう。

(4) 「目的論的国家」は、前節で述べた理由でもはや論じない。

(5) 「反対派無き国家」——「政党」の項で見たように、制限された枠の中ではあれ野党が公然復活し、言論活動も若干自由化された。⁽⁷⁾ ムスリム同胞団他の宗教的右派勢力の活動も許容されたが、サダトの晩年に至って弾圧され、野党の存続も難しくなった。この一九八一年の政治的弾圧がサダト暗殺の直接的契機となり、ムバラク(Husni Mubarak) 現政権下では再び野党活動が許容されている。ソ連・東欧諸国では、一九六〇年代以降、野党の復活は許容されないものの、先にふれたようにハンガリーやユーゴスラビアでは複数立候補が行なわれたり、言論活動の枠も若干拡げられているが、チエコスロバキア、ポーランドで盛り上がった政治改革運動は弾圧され、全体として「反対派無き国家」の基本線は維持されている。

経済体制では、生産手段の国有率・国家管理の後退が見られた。一九七四年の法律第四三号、七七年の法律三二〇号等一連の「門戸開放」立法により外資導入が図られ、新設の経済省「投資局」が許可した合弁企業は、たとえエジプトの国有企业が過半の出資者であっても私企業とみなされ、労働法や労働者の経営参加、利益分配・賃金規制等の規定適用を免れる。金融部門を除き外資参加の枠が外され、合弁企業は課税や外為取引面で優遇された。こうして、一九八〇年末までに許可され実施に移された投資総額は九億エジプト・ポンドを上回り（う

ち七〇パーセントがサービス・金融部門、二〇パーセントが工業、一〇パーセントが農業・建設⁽⁸⁾、出資者はエジプト側六五パーセント、アラブ諸国一九パーセント、アメリカその他一三パーセントとなつていて。エジプト側の的主要出資者は政府であるが、合弁企業は民間部門とみなされる。それでも、一九七七年にお固定投資実績の八七パーセントが公共部門でなされ、民間部門は一三パーセントにすぎない（住宅と鉱工業に集中）。すなわち、門戸開放政策によってサービス・金融部門を中心に外資が流入し、民間部門の比重が高まつてきているが、七〇年代の後半にはなお固定投資の大部分が公共部門でなされ、外資との合弁企業でもエジプト側主要出資者は政府であつて、民間部門とされても多かれ少なかれ政府の意向を反映しているはずである。⁽⁹⁾

国有企業の管理体制は、一九七五年末の「公共機関」解散と七八年の企業理事会の権限強化で、企業の自主性を強めているが、国家計画が實際上欠如しているために企業間の活動調整が難しくなり、また人事や給与面で放縦な経営が行なわれ易くなつていていると言ふ。⁽¹⁰⁾しかし一方で、国有企業は合弁企業との競争にされるようになり、前者の有能な人材が後者に引き抜かれていく。七五～七八年にかけて輸入取引きが自由化されたことも、生産活動を円滑化する一方、国産品が輸入品との競争にさらされる事態を生んだ。農業経営も、七六～七七年に農協を通じての政府による作付・販売・投資の統制が大分緩められている。それでも、農業における投資の大部分がやはり国家的になされている点は変わらない。⁽¹¹⁾

このように、一九七〇年代後半のエジプト経済体制は、外資導入により民間部門の蘇生・活発化が見られ、国有企業の経営においても自主性が強められ、農業に対する政府統制が緩和されて資本主義的特徴が顕われてきたが、依然として投資の大部分は国家的になされており、全体として一九六〇年代後半以降のユーゴスラビア、ハンガリーの「分権的社会主义」体制に似てきたと言えよう。もちろん、ユーゴの自主管理制度は独特のものであるが、経済統制の破綻現象——インフレ、失業、所得格差等——において、ユーゴはハンガリーよりもエジプトに似

て いる。

新体制は、はたして旧体制より産出の能力において優れているだろうか。未だ改革導入期のデータしかないのを結論を出すには早すぎるが、一九七五～七九年の四年間にGDPが実質二八パーセント増加しており、これはもちろんきわめて高い数値である（一九七〇～七五年の五年間では二八パーセント、七〇～七九の九年間で七六パーセント）。ちなみに、ナセル期の六〇／六一～六九／七〇年度の九年間ではGDPが五三パーセント伸びている。¹³しかしこれは、改革のおかげというよりも、原油の生産増と価格高騰による原油輸出額の急増（七五年の五四四万エジプト・ポンドから七九年の五億三七一九万ヘ¹⁴）、湾岸諸国等への出稼ぎ労働者の送金の急増（同期間に一億四三二〇万エジプト・ポンドから一四億四九八〇万ヘ¹⁵）、スエズ運河収入の急増（同じく三三二〇万エジプト・ポンドから三億六三〇〇万ヘ）に負うて いるのである（これらも、対イスラエル和平政策のおかげではあるが）。こうして、一九六九／七〇～七九年間に、GDPに占める各産業部門の比率は、商業・金融（九・一パーセントから一四・九パーセントへ）、鉱工業・電力（同二三・二から三九・七へ）が急増し、建設（五・五～七・七）も若干伸びた一方、輸送・通信（五・五～五・六）は変わらず、住宅（六・〇～一・五）、サービス（二五・六～一三・七）、農業（二五・一一一六・八）は激減している。¹⁶一人当たり実質国民所得は、一九五二／五三年度を一〇〇とするとき九／七〇年度は一四三、七九年一八〇で、サダト期の方 が伸びが速い。しかし、分配面では、GDP中に占める賃金の割合（資産収入に対する）が五〇年代末の四五パーセントから七〇年代初の五〇パーセントに高まつたのち、七九年の三六パーセントへと急速に低下している。そして七五年に農村家庭の四四パーセント、都市家庭の三五パーセントが「絶対的貧困」生活を送っていたとされるから、所得の不平等は明らかにサダト期に拡大している。ただし、GDPは海外出稼ぎ者の巨額の収入を計算に入れていないのでかなり過小評価されているし、出稼ぎ者の大多数は貧困層出身であることに注意する必要がある。また、政府が生活必需品の価格

補償のために支出している補助金は、七〇／七一年度に経常支出予算の七・七ペーセントであったのが、八〇年には実に五八・六ペーセントに達しており^(註)（経常支出予算は軍事費を含んでいない）、貧困層の生活をある程度支えていることも指摘しておいた。

結局、サタート政権下に、エジプトの「アラブ社会主義」体制はどのように変容したと言つべきか。政治体制では、エジプトは外交政策の根本的転換、複数政党制の復活を行なって、社会主義体制と一線を画した。しかし複数政党制もなお形式的なものにとどまり、大統領の個人独裁傾向が強く、行政機関が優越している状態は、一九六〇年代以降のソ連・東欧諸国とそれほど異らないとも言える。経済体制も、先にまとめたように、「門戸開放」政策による資本主義的要素の拡大にもかかわらず、基本的にはユーゴスラビア、ハンガリーの「分権的社会主義」体制に近い。もちろん、これらは相対的な比較であつて、エジプトの現政治体制はもはや社会主義的とすべきでないようにも思われるが、イオネスクの枠組は項目の羅列にとどまつて本質論がないので、総合的に判断するしかない。そして実際、社会主義的体制の、協同体主義や官僚的権威主義の政治体制との差異は、相対的なものでしかないのではないか。^(註)

注

- (1) 和平交渉の整理として、とりあえなく M. A. Friedlander, Sadat and Begin—the Domestic Politics of Peacemaking (Boulder, Colo., 1983) 参照。
- (2) 当事者の一人の証言は、M. Heikal, Autumn of Fury—The Assassination of Sadat (London, 1983) 参照。「キタム暗殺——孤独な『アラブ』の悲劇」（時事通信、一九八三年）、四九—五一ページ。伊能武次「エジプトの政治変動——ナセルからサタートへ」（『国際政治』七三二号、一九八三年）も参照。

(3) 合併企業にてこゝへは後述するが、国有企業で、一九七六年以降理事会の従業員代表が選挙によつて任命されるものになつた。

Heikal 前掲邦訳書、110-17-18参照。

(5) N. N. M. Ayubi, "Implementation Capability and Political Feasibility of the Open Door Policy in Egypt" in M. H. Kerr and El Sayed Yassin, eds., *Rich and Poor States in the Middle East - Egypt and the New Arab Order* (Boulder, Colo., 1982), p. 375; Waterbury, op. cit., p. 242.

(6) 深野・西澤・著前掲書、110-17-18。

(7) (6) 同上。自身弾圧を取ったハリハーニーは、ムルカイド・ムルカイド (Shoukri, op. cit., pp. 366-377)、トマス・Baker, op. cit., pp. 152-156 の方を公平である。

(8) Waterbury, op. cit., pp. 148 & 166.

(9) 塞レ、政府の内閣が私企業の意向を反映するようになつてゐる。ナラバ批判問題、アラブ水戸議會、Waterbury, op. cit., pp. 171-188; Ayubi, "Open Door Policy..." pp. 386-403 参照。

Ibid., pp. 390-392.

(10) 合併企業では、国営企業も同様に、国営の銀行を扶植してゐる。Ibid., pp. 366-367.

(11) lkram, op. cit., pp. 202 & 217; Waterbury, op. cit., pp. 294-295 参照。

Ibid., p. 38; Mabro, op. cit., p. 117 参照。

(13) (Egyptian) Central Agency For Public Mobilization and Statistics, *Statistical Yearbook, Arab Republic of Egypt 1952-1980* (Cairo, 1981), p. 236. 「総業産品」の数値であるが、せんべんが原油である。

(15) Waterbury, op. cit., p. 198. ハリハーニーは、一九七九年の原油輸出額は一一億ドルと、米八ヶ月平均、統計年報の数値と大差がない、これは政府が原油取引に非現実的な公定為替レートを適用して、こだまゆるべく。

(16) 一九七九年の数値は、*Statistical Yearbook*, op. cit., p. 229. 一六二株主。

(17) Waterbury, op. cit., p. 210.

(18) Ibid., pp. 211-212.

(19) Ibid., p. 214. lkram, op. cit., p. 321 に表かぬ株主である。一九七八年十二月一日、ハリハーニーである。分類基準が異なるのか、一九七九年の数値が、

23 「協同体主義」について P. C. Schmitter and G. Lembruch, eds., Trends Toward Corporatist Intermediation (Beverly Hills, Cal., 1979) を参照。官僚的権威主義については、次節で述べる。

四、変容の意味合

「ハーリー」革命後のエジプトの政治・経済体制への変容を、社会主義体制の比較の枠組に照らして検討した結果、「アラブ社会主義」の呼称に相当な根拠のある——良かれ悪しかれ——ことが明らかになった。最後に、その変容をどのように意味付けるべきかを考えてみよう。

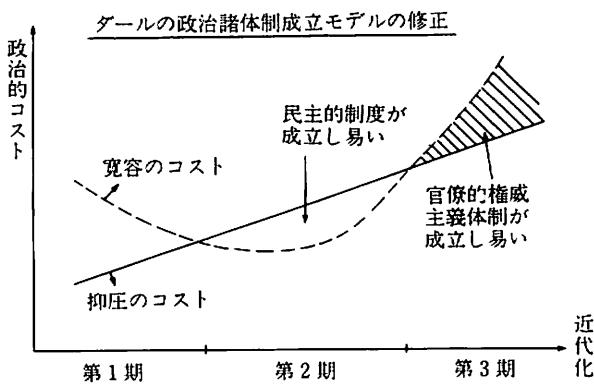
かつて筆者は、社会主義国(の)の政治・経済発展の段階論として、ハンガリーをモデルに次のよいうな仮説を立てた——すなわち、革命後に成立した中央集権的な政治・経済体制下に、一定の行政能力の向上、生産の量的拡大が達成される(外延的発展)と、こゝそこの発展を実現するためには政治・経済体制の分権化が必要となり、国民の参政権の拡大、生産の質的向上(内包的発展)を目指ねばを得ない。そもそもなければ国民の政権批判、生産の停滞を招く、という弁証法的発展論である。⁽³⁾外延的発展の達成の主要指標は、教育の普及や遊休労働力の枯渇等であるが、エジプトの場合、なお文盲者や失業者が大量に存在するので、これ仮説では体制の変容を説明できない。そこで、先に述べた「官僚的権威主義」(Bureaucratic-Authoritarianism)論を検討してみよう。

この概念を提出したのはアルゼンチン人オドネル(Guillermo A. O'Donnell)であるが、彼は一九七一年の著書 *Modernization and Bureaucratic-Authoritarianism—Studies in South-American Politics* (Berkeley) で、ホーリーホルムズの政治をその概念によって分析している。やがて彼は、一九六四年にアラジルや、六年にアルゼンチンで成立した政治体制を官僚的権威主義体制と呼ぶのだが、ハリヤ「権威主義」とは、他の型の非民主的な南米政治体制をも含む、近代化の低水準と結び付いた類概念であり、「官僚的」

とは、高度に近代化した権威主義体制に固有の重要特徴——多くの社会部門の組織力の成長、「カプセル化」(encapsulation)による政府の統制の試み、テクノクラートの職歴や権力基盤、大規模（公共及び民間）官僚機構が果たす中枢的役割——を示す術語として用いられている（九一ページ）。

この、近代化の高水準における官僚的権威主義体制の成立を、オドンネルは、ロバート・ダールの「ポリアーキー」(polyarchy)⁽³⁾論を援用・発展させて、次のように説明する。すなわち、ダールが言うように、近代化の低水準では「抑圧体制」(hegemony)が一般的だが、社会的分化が進み、自律的集団が多数出現し、政府がそれらを抑圧するのが困難になると、様々な利害や行為者の正当性を認め、それらを平和的に規制する政治体制が成立し易い。しかし、オドンネルによれば、近代化がいつそう進むと、社会的分化とともに抑圧はいつそう難しくなるが、社会的統合が遅れ、「衛兵出義」(praetorianism)⁽⁴⁾が生じ、寛容であることが難しくなる。その結果、多大の犠牲を払っても、再び抑圧の試みがなされ易い。そこでは、第一に政党・選挙が廃止され、第二に労働組合が骨抜きにされ、第三に大概の社会部門が官僚的に「カプセル化」されて政府の統制を受けるであろう（八六一八八ページ）（下図を参照）。

そして、アルゼンチンやブラジルの事例は、一九三〇年代の東欧諸国と似て、ファシスト・イタリーやナチス・ドイツのような全体主義体制とは、包括的イデオロギーを欠き、国民を教化しようとするよりは無関心にさせておき、「制限された多元主義」を受入れる点で異っている、と



れる（八九一九一ページ）。

……」の説は、ナセル期のエジプトにはある程度当てはまりそつだが、サダト期の変容の説明には役立たない。最近のアルゼンチンの民主政治回復が成功するならば、アルゼンチンについても似てはまらない。むしろ、彼の説を踏まえて日本、トルコ、エジプト、ペルーの「上からの革命」を比較研究したトリムバーガー（Ellen Kay Trimberger）の説の方が参考になる。⁽⁵⁾ 彼女は、一九七八年の著書 *Revolution From Above – Military Bureaucrats and Development in Japan, Turkey, Egypt, and Peru* (New Brunswick, N.J.) において、日本の明治維新政権とトルコのケマル・アタチュルク政権を中心に、ヒンドゥーのナセル政権、ペルーのブラスコ政権をも比較に加えて、軍部官僚による「上からの革命」が経済開発を目指して、官僚的權威主義体制を成立させる場合の説明を試みている。ただし彼女の関心は、官僚的權威主義体制そのものよりも、本来革命的でなければならないはずの官僚が「上からの革命」を指導することになるのはいかなる場合か、そしてその「革命」はいかなる過程をたどるか、という問題に集中している。

トリムバーガー女史によれば、すでに官僚制が相当発達した国家において、(1)将校階級が一般に、あるいはその重要部分が、生産手段を所有する階級から独立しており、(2)将校達が階層秩序の中で働く専門技術者たるべく訓練され、一般的政治問題から切り離されており、(3)自国が外国勢力の侵入で屈辱を受け、民族主義運動が高揚した時、かつ(4)国際的勢力関係における矛盾が自国の自律性を強めるのに利用できる場合に、軍官僚が民族主義思想から革命的行動に出るのである。その行動は、次のような過程を経て、旧政権下に支配的であった社会集団の政治的・経済的力を破壊する——すなわち革命を実現する。第一に、旧政権の組織や象徴を利用して抵抗を抑止し、民族主義的呼びかけによって貴族階級と大衆を中立化し、漸進的変革によって穩健派の同調を確保して旧政権を打倒し、自らの政治権力を確立する。ついで、国家主権の回復に必要な軍隊・産業の強化のために、徐々

に貴族制を破壊し、社会的・経済的変革を導入する。これに対して保守派が反革命を試みるのを、弾圧はするが苛酷な処刑はない。穏健派の離反に対しても、アメとムチを用いて大衆の政治化を阻止する。その結果が、軍部の優越する「官僚的権威主義国家」の成立である（彼女はこの概念をとくに定義していないが、一般的な権威主義——すなわち非民主的——国家で、官僚が優越する場合を指していると言える）。この国家においては、軍官僚出身者の優越する政府が地方の地主階級と妥協し、彼らの農村支配を許す。初期には国家主導の工業化が図られるが、やがて資本家と妥協して、次のような従属的資本主義発展の諸特徴を顕わす——(1)外部市場向けの工業化、(2)先進資本主義諸国への技術依存、(3)狭い部門の工業化（二重構造）、(4)労働者・農民の超搾取、(5)軍事的必要と地域の亜帝国主義的支配に連動させた工業化、(6)外資への依存（日本は例外的）。そして、こうした発展の矛盾から政治的不安定が生じて、かつての革命的将校は新世代の急進的将校の挑戦に直面する。しかし、非政治化された農村大衆は動員し難いので、このファシスト的運動は失敗するが、その弾圧過程で国家はいつそ権威主義的になる……。

この説は、日本とトルコの事例に基づきつつも、エジプトとペルーに適用して修正したものなので、ナセル下のエジプト革命の過程によく当てはまっている。「初期には国家主導の工業化が図られるが、やがて資本家と妥協して、次のような従属的資本主義発展の諸特徴を顕わす」以下は、サダト期の変容に対応しよう。しかし、サダト政権の政策はそうした発展をもたらしかねないものではあつたが、前節で見たように、なお基本的に社会主義的な経済体制を維持している。右翼急進勢力の挑戦もあつて、たしかに基本的に権威主義的な政治体制のままであるが、民主化への第一歩も踏み出された。この説も、サダト期の変容をよく説明するとは言えな。

最後に、まさしくナセルとサダト下のエジプトの政治・経済体制を研究したウォーターベリー（John Waterbury）の説を紹介する。彼は、本稿でしばしば引用した一九八三年の著書 *The Egypt of Nasser and Sadat—The*

Political Economy of Two Regimes (Princeton, N. J.) において、エジプト現代史を蓄積と成長の様式により二つの局面に分けて説明している。一九三〇年の保護関税設定から五一年の革命までが初期輸入代替工業化の局面で、国家は信用供給等をするにとどまり、政治は基本的に排他主義(exclusivist)——包摂主義inclusivistの対概念)であった。五一年から七三年(一〇ページには一九七九年とあるが、文脈から誤植と判断される)までは国家主導の輸入代替工業化の局面で、蓄積、資本動員、企業の設立・拡張に国家が直接介入して工業の拡大・深化を図った(成功したとは言えないが)。かくて国家資本主義体制が成立するが、その形態は五六一六年と六一～七三年といでは異なる。前者の時期には国有企業間の相互競争が行なわれたが、後者の時期には計画化により競争を排除、各部門に独占企業を育て、雇用を拡大させた。福祉にも力を入れたが、政治的には上辺のみ包摂主義の協同体主義であった⁽⁶⁾。七三年以降は輸出主導工業化の局面で、市場機構が再導入され、国家は外資と同盟、私企業を支援している。政治的には表面的自由主義を伴うが、先行期には国際環境に恵まれた(米ソの援助競争、有利な交易条件等)のに、七〇年代以降緊張緩和と世界的な不況の影響で蓄積と改革の両立は難しくなっている。蓄積が成功するためには、相当な国内の引締めが要求されよう(一〇一一二及び一九一〇〇ページ)。

……この説は、前二者の説と比べて政治体制よりも工業化戦略の変遷論に力点を置いているが、エジプト現代史の把握において当然より説得的である。国際環境も考慮に入れているし、人口・経済規模の点で重要な他の発展途上国とエジプトを比較する視点も持っている(とくに第二章)。しかしひョーダベリーは、「国家資本主義」論を簡単に検討してエジプトも一九五七年以降国家資本主義体制になつたとする(一九ページ)のだが、彼の採用する見地からは社会主義諸国の多くも実は国家資本主義であるとされよう。とすれば、エジプトを他の発展途上国とだけでなく、社会主義諸国とも比較すべきである。本稿はまさにその端緒的試みであつたが、社会主義国研究の側でも、発展途上「社会主義」諸国との比較を通じて新たな視点——官僚的権威主義論や工業化戦略変遷

論——を取り入れていく必要があろう。

エジプトの政治・経済体制の変容を筆者なりに意味付けることは今後の課題であるが、本稿で指摘した諸点のうちとくに重要なのは、ウォーターベリー風に言うと、ソ連・東欧諸国では、国家主導の輸入代替工業化の局面で工業の拡大・深化に相当な成功をおさめ、その上で輸出主導工業化の局面への移行（外延的発展から内包的発展への移行の一側面をそう言うこともできよう）が促されているのに、エジプトでは輸入代替工業化が十分進まないうちに輸出主導工業化を目指すに至ったことである。この転換は明らかに、国家主導の輸入代替工業化が一九六〇年代後半以降行き詰ったことによって促された。それではなぜ、ソ連・東欧諸国は成功し、エジプトは成功しなかったのか。アメリカの現代エジプト研究者ベイカー（Raymond W. Baker）⁽⁷⁾やトリムバー女史は、有効なイデオロギーを持つた政党による大衆動員の重要性を指摘し、エジプトはこの条件を欠いたとするが、はたしてそれだけであろうか。この論点自体よく検討する必要があるし、具体的な政策の差異や打ち続いた戦争の影響も考慮すべきである。かつ、本稿ではふれられなかつたが、革命政権が直面する各国の歴史的条件の相違も重要である。第二次大戦後のエジプトは、同時期の東欧諸国と比べていつそう「従属的発展」を遂げていた（通俗的に言えば、より後進的であった）と見られ、この点を踏まえない社会変容の比較は不当であろう。そこで筆者は、当面、革命前のエジプトの政治的・経済的発展をあとづける作業を予定している。

（一九八四年一月）

注

鹿島前掲書、第五章。

(2) 一九七六年に、四歳以上人口の五七パーセントが文盲となれた (Waterbury, op. cit., p. 44)。失業者は一九七〇年にカイロで

三一・五ペーセント、アレクサンドリアで七・六ペーセント程度とされた (Ikram, op. cit., p. 137) が、公務員・国有企業従業員の多数も潜在的失業者であると言ふべきだ (やがて点はソ連・東欧諸国もおなじ程度似てこなされよう)。

(3) R. A. Dahl, *Polyarchy: Participation and Opposition* (New Haven, 1971) 独訳「モリヤー」(三一書房、一九八一年)。軍部による政治支配のりん。A. Perlmutter, Egypt: The Praetorian State (New Brunswick, N. J., 1974), Chap. 1 参照。

(4) 鹿島「トリムベーガー『上から革命』誰をもくべ」(「金沢法學」二十六卷一号、一九八〇年) 参照。

(5) 第一節注(9)前掲書、第十章参照。

(6) ナセル期のエジプトは協同体主義的と言えなくとも主張があつた——C. H. Moore, "Authoritarian Politics in Unincorporated Society—The Case of Nasser's Egypt" (Comparative Politics, Jan. 1974). たゞかに、協同体主義的政策もまた上辺だけ、実態は官僚的権威主義体制であつたと言へばよだね。

(附記 本稿は、一九八三年十一月に東京、アジア経済研究所の「東アフリカの政治・社会変容」研究会で行なった報告を加筆・修正したものである。)